

ご契約者様各位

三重県中小企業共済協同組合

自然災害（風災、ひょう災、雪災、水災[※]）
《担保除外及び損害（水害）共済金の計算方法》

※「水災」は総合火災共済加入の方のみ

【自然災害（風災、ひょう災、雪災、水災）の損害から除外するもの】

- 門、塀、垣、その他の付属工作物（取付け支柱・金具等含む）
- 建物に付属する物置、納屋、車庫、その他の付属建物（収容品を含む）
- 看板、ネオン、冷暖房室外機、太陽光発電（屋根据置型）、エコキュート、温水器、アンテナ、日除け、その他屋外設備・什器（取付け支柱・金具等含む）

【用語について】

- ※1 損害額……修復費用（組合が認めたもの）から減価償却分^{※2}を差し引いた金額です。
- ※2 減価償却……「経年・使用による減価」を減価償却といいます。
- ※3 共済価額（時価）……再築費、再購入価額から使用による減価償却（消耗分）を控除して算出した金額です。
- ※4 共済金額……ご契約いただき、当組合が補償する金額の上限です。
- ※5 損害（水害）共済金……該当する事故によって共済の対象について生じた損害に対して支払われる共済金です。
- ※6 比例てん補方式……損害共済金を算出する際、損害額に共済事故が生じた時の共済価額（時価）に対する共済金額の割合を乗じて計算することです。

● 【風災、ひょう災、雪災】の共済金の計算方法

小自然災害（損害額^{※1}20万円未満）及び付属物等については、契約者にご負担願ひ、中自然災害（損害額^{※1}20万円以上）の主建物およびその収容物の災害分を補償いたします。

（台風・せん風・暴風などの風災、ひょう災または豪雪、なだれなどの雪災により建物、家財等に20万円以上の損害が生じたとき）

- ・ 1敷地内20万円以上の損害となった場合に比例てん補方式^{※6}で計算し20万円を差し引きます。

$$\text{(計算式) (イ) 損害額}^{\text{※1}} \times \frac{\text{共済金額}^{\text{※4}}}{\text{共済価額(時価)}^{\text{※3}}} - 20\text{万円} = \text{損害共済金}^{\text{※5}}$$

(ロ) (イ)の計算で算出した額が、5万円または共済金額の1%を乗じて得た額のいずれか低い額に満たない場合は、共済金額の1%の額をお支払いします。

(ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに5万円を限度とします。)

臨時費用、残存物取片付け費用等の費用共済金はお支払いしません。

●【水災】の共済金の計算方法（ただし、総合火災共済加入の方のみ）

（台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等により建物、家財等に損害が生じたとき）

(イ) 建物または家財にそれぞれ共済価額の30%以上の損害が生じた時

$$\text{(計算式)} \quad \text{(イ)} \quad \text{損害額}^{*1} \times \frac{\text{共済金額}^{*4}}{\text{共済価額(時価)}^{*3}} \times 70\% = \text{水害共済金}^{*5}$$

(ロ) 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により建物または家財、設備・什器、商品・製品などに損害が生じた時

$$\text{(計算式)} \quad \text{共済金額}^{*4} \times \text{支払割合}(5\%) = \text{水害共済金}^{*5}$$

(ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに100万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。)

臨時費用、残存物取片付け費用等の費用共済金はお支払いしません。

地震火災費用計算方法（※これは「地震保険」ではありません）

（地震、噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じた時）

(イ) 建物が半焼以上または損害の額が20%以上となった時

(ロ) 家財を対象とする場合は、家財を収容する建物が半焼以上または家財の損害の額が共済価額の80%以上となった時

(ハ) 設備・什器、または商品・製品を対象とする場合は、これらを収容する建物が半焼以上となった時

$$\text{(計算式)} \quad \text{共済金額}^{*4} \times \text{支払割合}(5\%) = \text{地震火災費用共済金}$$

(ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに300万円を限度とします。)

※詳細は約款でご確認ください。